令和８年大和町議会６月定例会議会議録

令和８年６月１日（月曜日）

応招議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

出席議員（１５名）

１番	本　田　昭　彦　君	１０番	今　野　信　一　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
３番	宮　澤　光　安　君	１２番	槻　田　雅　之　君
４番	平　渡　　亮　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君
９番	馬　場　良　勝　君		

欠席議員　（１名）

５番	櫻　井　　勝　君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	商工観光課長兼企業立地推進室長	星正己君
副町長	千葉喜一君	都市建設課長	藤原孝義君
教育長	八巻利栄子君	会計管理者兼会計課長	丹野俊宏君
代表監査委員	内海義春君	教育総務課長	菊地康弘君
総務課長兼危機対策室長	児玉安弘君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
まちづくり政策課長	堀籠優君	公民館長	荒木直美君
財政課長	佐々木克敏君	税務課徴収対策室長	相澤敏晴君
町民生活課長	青木朋君	健康推進課参事	佐藤泰啓君
子ども家庭課長兼こども家庭センター長	大友徹君	税務課課長補佐	庄司太一君
福祉課長	阿部晃君	上下水道課課長補佐	千坂伸君
農林振興課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	主任	櫻井郁也
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前９時５７分　　開　　会

議　　長　（今野善行君）

皆さん、おはようございます。

定刻前でありますが、皆さんおそろいでありますので会議を開催したいと思います。

会議の前に申し上げます。

ご承知のとおり、ただいま10月末までのクールビズ実施期間中であります。本議会期間中は上着を脱ぐなど暑さをしのぎやすい服装などで差し支えありませんので、よろしくお願いします。ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

ただいまから、令和８年大和町議会６月定例会議を開会します。

定例会議の冒頭に、皆様にお知らせをいたします。

皆さんご存じかと思いますが、私どもの大先輩であります元大和町議会議員上田早夫様が旭日単光章受章の栄誉に浴されております。去る５月13日に自宅を訪問して受章の伝達を行っております。

上田様におかれましては、大和町議会議員として平成８年４月から平成24年３月までの４期16年間にわたり、住民の福祉向上及び地方自治の伸展にご尽力されました。その間議会におきましては社会文教常任委員会委員長、議会運営委員会副委員長、議会活性化調査特別委員会副委員長などを歴任し、さらには、平成16年４月から４年間、監査委員を務められております。

このように、上田早夫様はその半生を地域発展と住民の福祉向上のためご尽力いたきましたこと、私ども同じ地方行政に携わる者として誠に敬服に堪えないところでございます。

今回の叙勲受章は、上田様ご自身、ご家族の栄誉はもちろんではありますが、大和町並びに大和町議会の誉れでもあり、心からお喜び申し上げるものでございます。どうぞこれからもご健勝にて我々を末永くお導きくださるようお願い申し上げますとともに、上田家ご一統様のご繁栄をお祈り申し上げ、叙勲受章の報告といたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（今野善行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、４番平渡　亮君及び６番森　秀樹君を指名いたします。

日程第２「議会期間の決定について」

議　　長　（今野善行君）

日程第２、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から６月５日までの５日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日から６月５日までの５日間に決定しました。

「諸般の報告」

議　　長　（今野善行君）

これから、諸般の報告を行います。

町長より報告事項があります。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、皆様よろしくお願い申し上げます。

お手元に配付のとおり、令和８年大和町議会６月定例会議の諸般の報告書でございます。繰越明許費の計算書から令和７年度の大和町地域振興公社の決算に至るまでの内容となります。

詳しくは担当課より報告をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

おはようございます。

諸般の報告の資料に基づき説明させていただきます。

資料の１ページ目をお開き願います。

繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和７年度大和町一般会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定によりご報告申し上げます。

２ページ目をお願いいたします。

全部で17の事業がございます。それぞれの繰越額、完成予定時期を上から順にご説明申し上げます。

２款１項防犯灯新設につきましては、３月末に事業が完了しております。

続いて、２款３項住民基本台帳、戸籍附票システム改修は710万6,000円で、完了予定は令和９年３月末となっております。

３款２項物価高対応子育て応援手当支給事業は202万1,000円で、完了予定は令和９年３月末となっております。

５款１項ため池外改修調査測量設計等は5,190万円で、完了予定は９月末までとなっております。

６款１項たいわ暮らし応援商品券事業は１億4,843万8,000円、同じく６款１項あさひな湖畔公園遊具設置は395万2,000円で、完了予定はそれぞれ10月末となっております。

９款１項雨水貯留施設設置は1,718万8,000円で、完了予定は12月末。

７款２項道路改良は１億494万6,000円で、完了予定は11月末。

７款３項河川改良は1,981万円で、完了予定は10月末。

７款４項都市計画マスタープラン等策定及び緑道整備工事等は671万6,000円で、完了予定は８月末。

７款５項町営住宅明渡請求は70万4,000円で、完了予定は12月末となっております。

８款１項消火栓移設は160万円で、完了予定は12月末となっております。

９款２項吉岡小学校外構工事等は6,060万円で、完了予定は12月末。

９款３項宮床中学校貯水槽設備改修は1,203万9,000円で、４月末に完了しております。

９款４項宮床歌の小径木橋更新は、３月末に工事が完了しております。

同じく４項まほろばホールＣＯ２センサー修繕は23万4,000円で、完了予定は６月末となっております。

10款２項河川災害復旧は2,072万3,000円で、完了予定は７月末となっております。

合計金額は、繰越議決額６億743万2,000円に対しまして、実際の繰越額は４億5,797万8,000円でございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金が２億2,245万8,000円、地方債が4,270万円、その他で5,001万円、一般財源が１億4,281万円となっております。

一般会計分は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次に、資料の３ページ目をお開き願います。

繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和７年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定によりましてご報告を申し上げます。

４ページをお願いいたします。

令和７年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越計算書でございます。

１款２項土地区画整理事業でございますが、土地区画整理事業に係ります道路区画工事、電柱移設費で、９月末の完了を予定しております。金額は、繰越議決額4,996万7,000円に対しまして、実際の繰越額は同額の4,996万7,000円でございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金が1,656万4,000円、地方債が1,210万円、その他が2,130万3,000円となっております。

以上でございます。

続きまして、５ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書についてであります。

令和７年度大和町一般会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第150条第３項の規定によりましてご報告を申し上げます。

６ページをお願いいたします。

令和７年度大和町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

全部で５事業ございまして、それぞれの完成予定時期、繰越事由をご説明申し上げます。

５款１項につきましては、農業者大型特殊自動車運転免許取得補助金ですが、自動車教習所卒業後、運転免許試験場の予約が取れず、年度内の免許取得が困難となったものでありますが、既に４月末に完了いたしております。

７款２項橋梁補修工事積算施工監理業務（簀垣橋）及び橋梁補修工事（簀垣橋）その２につきましては、工事において当初の請負業者が自己破産申請を行い、破産管財人から工事継続不能届を受理したことにより、再度、一般競争入札を行い再発注を行ったものです。工事施工監理業務の年度内完了が困難となったものであり、７月末完了を予定しております。

９款３項宮床中学校特別教室等空調設備整備工事施工監理業務及び宮床中学校特別教室等空調設備整備工事につきましては、トランスの納期に不測の期間を要することにより、年度内の完成が困難となったものであり、今年４月末に完了いたしております。

事故繰越に係ります支出負担行為額につきましては、合計で5,636万2,900円、うち、支出未済額につきましても5,636万2,900円となっております。

財源内訳は、既収入特定財源といたしまして210万円、国庫支出金291万6,000円、一般財源は5,134万6,900円となっております。

事故繰越につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

上下水道課課長補佐千坂　伸君。

上下水道課課長補佐　（千坂　伸君）

続きまして、７ページをお願いいたします。

予算繰越計算書についてであります。

令和７年度大和町下水道事業会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越ししたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものであります。

８ページをお願いいたします。

地方公営企業法第26条第１項の規定によります建設改良費の繰越額でございます。

１款資本的支出２項建設改良費の事業名は、大和町下水道事業官民連携における導入可能性調査業務で、民間事業者の参入意欲や意見を把握するため、参入についての意向調査を行うものであります。

その下段は、大和町公共下水道（汚水）管渠改築工事積算施工監理業務、公共下水道（汚水）管路更生工事、公共下水道（汚水）布設替え工事の３件につきましては、いずれも下水道ストックマネジメント計画に関連する業務及び工事であります。

導入可能性調査業務は、事業費配分額の変更によりまして、国及び県との調整によ

り契約における事務手続等に期間を要することから年度内完成が困難となったもの、積算施工監理業務及び工事２件は、令和８年１月臨時会議で補正予算として議決いただいた事業でありまして、令和８年度事業分を令和７年度に前倒しでの実施となったことから、契約における事務手続等に期間を要し、年度内完成が困難となったものであります。

予算計上額につきましては、導入可能性調査業務で2,000万円、施工監理業務で965万2,000円、管路更生工事で4,100万円、布設替え工事で3,700万円であります。

繰越額は、導入可能性調査業務で957万円、施工監理業務で937万2,000円、管路更生工事で3,100万円、布設替え工事で3,700万円であり、財源内訳はそれぞれ記載のとおりとなっております。

４件の合計は、予算計上額１億765万2,000円、繰越額は9,694万2,000円となっております。なお、工期は４件ともに令和９年３月末を予定しております。

続きまして、９ページをお願いいたします。

同じく予算繰越計算書についてであります。

令和７年度大和町水道事業会計について、別紙繰越計算書のとおり繰越ししたので、地方公営企業法第26条第３項の規定によりご報告するものでございます。

10ページをお願いいたします。

地方公営企業法第26条第１項の規定によります建設改良費の繰越額であります。

１款資本的支出１項建設改良費の事業名は浄更１号難波・金取南浄水場設備更新工事及びその下段は送配強１号鶴巣落合系送配水管強化工事（国道４号）の２件であります。

浄更１号は、工事の施工に当たり、設計条件等の確認が必要となったことにより国及び県との調整が必要となったことから、年度内完成が困難となったものであります。予算計上額は１億1,670万円、支払義務発生額は前払金で8,490万円、繰越額は１億3,180万円であり、財源内訳は記載のとおりであります。

次に、送配強１号は、工事の施工に当たり、事前調査で既設管の位置が当初計画とは異なる位置に埋設されていることを確認し、実施方法などについて国道管理者との再協議・調整が必要となったことから、年度内完成が困難となったものであります。予算計上額は7,070万円、支払義務発生額は前払金で2,550万円、繰越額は4,520万円であり、財源内訳は記載のとおりとなっております。

２件の合計といたしまして、予算計上額２億8,740万円、支払義務発生額は前払金で１億1,040万円、繰越額は１億7,700万円であり、財源内訳は記載のとおりとなって

おります。なお、工期は、浄更１号が８月末、送配強１号が令和９年３月末を予定しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書についてであります。

令和７年度大和町水道事業会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越ししたので、地方公営企業法第26条第３項の規定によりご報告するものであります。

12ページをお願いいたします。

地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定によります建設改良費の事故繰越額であります。

１款資本的支出１項建設改良費の事業名は、浄監１号難波・金取南浄水場設備更新工事施工監理業務であります。

浄監１号は、先ほどご説明いたしました浄更１号と関連する業務でありますことから、本業務におきましても同様に年度内完成が困難となったものであります。予算計上額及び繰越額は847万円であり、財源内訳は記載のとおりとなっております。なお、工期は９月初めを予定しております。

以上ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

まちづくり政策課長堀籠　優君。

まちづくり政策課長　（堀籠　優君）

それでは、資料13ページお願いいたします。

令和７年度株式会社大和町地域振興公社決算につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和７年度大和町地域振興公社について別冊のとおり報告するものでございます。

別冊の令和７年度決算報告書によりご説明申し上げます。

なお、こちらの決算報告書につきましては、令和８年５月18日に開催されました定期株主総会において承認されたものでございます。

それでは、別冊資料の１ページをお願いいたします。

第34期事業報告の概要をご説明申し上げます。

第34期の事業、こちらは令和７年度事業ということになりますが、事業計画に基づき執行し、目標をほぼ達成することができました。

事業の収益につきましては、町からの受託事業として、施設管理業務等で6,009万2,000円、都市公園などの指定管理業務で5,099万1,000円、町民研修センター業務等で704万6,000円、町道維持管理業務で2,307万9,000円となりまして、収益事業として、地場産品や自動販売機等の売上げで413万8,000円のほか、令和７年度から実施しております大和町指定ごみ袋の売上げで1,824万4,000円の販売額となったところでございます。

観光事業につきましては、レンタサイクル「サブちゃり」やオートキャンプ場の運営を行いましたが、秋頃の熊の出没による施設貸出し中止の影響もありまして、前年を下回る結果となってございます。

七ツ森湖畔公園「花まつり」の開催や、まほろば夏まつり、産業まつりなどへの参加協力につきましては継続して実施いたしたほか、七ツ森バルーンクラブとの熱気球搭乗体験会を実施いたしました。

また、令和７年度の特徴的な事項として新社屋建設事業がございましたが、予定どおり令和７年９月末に完成しまして、移転作業を経て10月14日から新社屋にて営業を開始しております。外構工事についても３月に無事完了いたしたところでございます。

収支につきましては、社屋建設に伴う経費の増加はございましたが、営業収支において274万9,000円の経常益となったところでございます。

２の会議等の開催状況でございます。

取締役会・定期株主総会等は記載のとおり開催いたしまして、役員改選につきましても承認されております。

３ページお開きいただきたいと思います。

貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、新社屋建設等の固定資産の増減を反映しまして、資産合計は２億405万2,308円となってございます。負債・純資産の部の合計につきましても同額でございます。

続きまして、４ページ、損益計算書をお開きいただきたいと思います。

売上高につきましては１億6,579万9,177円、売上原価を差し引いた売上総利益は１億5,033万5,419円となりました。販売費及び一般管理費１億4,563万3,388円を差し引いた営業利益は470万2,031円となりまして、この販売費及び一般管理費の内訳につきましては、次の５ページのとおりでございまして、経常利益は637万8,989円となってございます。特別損益を調整しまして、法人税、住民税及び事業税を差し引きました当期利益では256万9,660円の計上となったものでございます。

次、６ページにつきましては、監査報告を添付しております。監査の結果、書類の内容は適法かつ正確であることを確認しております。

７ページ以降につきましては、令和８年度の計画となってございまして、７ページは、第35期事業計画書、今年度の事業計画でございます。

８ページにつきましては、事業計画に基づく収支見込書でございまして、この表の区分のⅣ、販売費一般管理費の内訳が資料９ページに記載されている内容になってございます。

以上、大和町地域振興公社の決算についてご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で諸般の報告を終わります。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりでございます。

ここで町長より行政報告があります。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、よろしくお願いいたします。

本日ここに、令和８年大和町議会６月定例会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

まず初めに、吉岡西部土地区画整理事業についてご報告を申し上げます。

造成工事につきましては、道路などのインフラ整備や宅地造成が計画的に進んでおり、令和８年５月末現在の進捗率は80％に達する見込みであり、区域内移転者の多くの方々も建築工事を完了するなど、順調に推移しております。

また、先に建設が進められておりました黒川消防本部におきましては、令和８年４月から本格運用が開始され、５月18日には落成式が行われました。さらに、その南側にあります本事業で最大の保留地となります9.8ヘクタールの用地につきましては、大和ハウス工業株式会社様に取得をいただき、４月15日にはその一部となるマルチテナント型物流施設「（仮称）ＤＰＬ宮城大和」新築工事の地鎮祭が執り行われております。

宮城県が施行する都市計画道路の北四番丁大衡線吉岡大衡工区につきましては、区画整理事業区域内を含め、３月27日に供用を開始しておりますが、今後は本線と接します県道桝沢吉岡線の一部拡幅工事などがありますので、引き続き協力してまいりた

いと考えております。

次に、本町公共施設等の施設改修事業についてであります。

公共施設等総合管理計画で予定をしております本町の施設改修等につきましては、物価高騰の状況と厳しい財政状況等を踏まえ、施設改修については、基本的には見送る方針としておりますが、「大和町保健福祉総合センター（ひだまりの丘）」につきましては、建築から30年近く経過したため不具合が出ている状況と、当該施設が本町福祉の重要施設として優先的に対処する必要があるとの認識から、同施設大規模改修に向けた準備を令和８年度から実施することとしております。

当該改修工事の着手については、入居団体の移転先の確保や環境整備が必要となりますが、今回は第１弾として、同施設に設置しております「吉岡児童館放課後児童クラブ」を現在の「よしおか放課後児童クラブ」に移転・集約する方針案を定め、本議会の全員協議会において協議していただくこととなります。また、移転先施設の増築工事に係る実施設計費用等を補正予算案として計上しておりますので、併せてご審議いただきますようお願いいたします。

次に、大和町立小学校適正配置等検討委員会についてご報告いたします。

小学校適正配置等検討委員会では、今後の検討を進める上で町民の意向を確認をする「アンケート調査」を実施する必要があるとして、現在、教育委員会が素案を作成をしております。

アンケート調査につきましては、小学５年生から中学３年生までの各児童・生徒及び小学生以下の保護者と、一般町民から選出した1,500世帯を対象に実施する予定であり、児童・生徒は配付しているタブレットから、保護者や一般町民につきましてはウェブや郵送等で回答いただく計画をしております。また、現在の状況につきましては、本議会の全員協議会において報告させていただくこととしております。

次に、小中学校のＬＥＤ照明についてであります。

現在使用している蛍光灯につきましては、水銀に関する国際条約に基づき、2027年末までに日本国内での製造・輸出入が全面的に禁止される予定から、町内小中学校の蛍光灯を早急にＬＥＤ照明に改修する必要がございます。このことから、大中規模校である小野小学校、大和中学校及び宮床中学校の３校を対象に実施をする計画としております。なお、ＬＥＤ照明未改修の学校につきましては、宮床小学校、鶴巣小学校及び落合小学校の３校となっております。こちらにつきましては、今回ＬＥＤ照明改修を実施する３校から蛍光灯を取り外して、未改修の学校倉庫等に保管をし、故障時の交換品として対応を図ってまいります。

次に、令和８年度の主食用米につきましては、昨年の米価上昇の状況から生産意欲が高まり、町内でも生産目安より約48.5ヘクタールの超過、昨年実績より34.7ヘクタール多い1,406.5ヘクタールで作付されているところであります。

５月末現在の水稲の生育状況についてでありますが、今年は３月以降好天の日が多かったこと、また、例年より気温が高い日が多かったため、育苗は順調に推移をいたしております。水不足が心配されましたが、田植作業も順調に進み、宮城県の概況発表では、平年並みに田植終期を迎えたとのことであります。田植後の生育も、平年より高めの気温の日が多かったことからおおむね良好と見られますので、今後も天気に恵まれ、実りの秋を迎えられることを期待をしております。

それでは、本日提案をしております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第５号から報告第７号は各税条例の一部改正について、報告第８号から報告第11号は令和７年度補正予算についてそれぞれ専決処分を行いましたので、ご報告するものであります。

議案第51号は、大和町企業版ふるさと納税基金条例について、地方創生の取組を加速させていくに当たり、地域再生計画の変更契機に、財源となる寄附金をより活用しやすい環境に整備するため、新たに基金を設置するもの。

議案第52号は、大和町介護保険条例の一部を改正する条例といたしまして、介護保険法施行令の一部を改正する条例が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号から議案第55号までの一般会計ほか２特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第53号の一般会計補正予算につきましては、6,808万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を140億4,125万3,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費では、南部コミュニティセンターの雨漏り修繕に要する費用のほか、企業版ふるさと納税の紹介手数料などを計上しております。

民生費では、国民年金システムの改修及びよしおか放課後児童クラブ増設工事に係ります設計業務に関する費用を計上しております。

衛生費では、中東情勢の影響により、原油価格の高騰に伴い原材料費が上昇したことによりまして、防疫薬剤費、ごみ収集ネットの購入費用が増加したことにより追加をお願いするものであります。

農林水産業費では、地域農業構造転換支援事業費のほか、有害鳥獣被害防止施設補

助事業費を追加措置するものであります。

商工費では、四十八滝運動公園炊事場整備工事に要する費用を計上しております。

消防費では、県道大衡仙台線拡幅工事に伴います消火栓の移設工事の設計積算業務に関する費用を計上しております。

教育費では、小学校適正配置アンケートに関する費用のほか、小学校、中学校のＬＥＤ照明賃貸借に関する費用及び宮床中学校南校舎昇降口のタイル剥離修繕に要する費用、吉田及び鶴巣教育ふれあいセンターのキュービクル改修工事に要する費用などを計上しております。

議案第54号の介護保険事業勘定特別会計補正予算につきましては、介護報酬改定に対応するためのシステム改修に要する費用を追加するもの。

議案第55号の水道事業会計補正予算につきましては、都市計画道路北四番丁大衡線の消火栓移設工事に要する費用を計上しております。

以上が提出しております議案の概要でございますが、本議会の期間中に人事案件等を追加提案させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞ慎重にご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で行政報告を終わります。

日程第３「報告第　５号　専決処分の報告について（大和町税条例の一部を改正する条例）」

日程第４「報告第　６号　専決処分の報告について（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例））」

日程第５「報告第　７号　専決処分の報告について（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

日程第６「報告第　８号　専決処分の報告について（令和７年度大和町一般会計補正予算）」

日程第７「報告第　９号　専決処分の報告について（令和７年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）」

日程第８「報告第１０号　専決処分の報告について（令和７年度大和町介護

保険事業勘定特別会計補正予算）」

日程第９「報告第１１号　専決処分の報告について（（令和７年度大和町宮床財産区特別会計補正予算）」

議　　長　（今野善行君）

次に、日程第３、報告第５号　専決処分の報告について（大和町税条例の一部を改正する条例）から日程第９号、報告第11号　専決処分の報告について（令和７年度大和町宮床財産区特別会計補正予算）までを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課課長補佐庄司太一君。

税務課課長補佐　（庄司太一君）

それでは、議案書１ページをお願いいたします。

報告第５号　専決処分の報告についてでございます。

大和町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり、令和８年３月31日に専決処分したのでご報告いたします。

今回の一部改正につきましては、令和８年３月定例会議中に開催をいただきました議会全員協議会におきましてご説明を申し上げました令和８年度税制改正大綱に沿った改正でございまして、令和８年３月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）が公布され、一部の規定を除き４月１日から施行されたところであり、令和８年度課税に支障がないよう対応するため改正したものでございます。

また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されており、引用条項及び文言の見直しなど、その準則にのっとり今回の一部改正の専決処分を行ったものでございます。

それでは、大和町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

２ページから３ページをお願いいたします。

本改正条例は、第１条で大和町税条例本体の改正を、第２条で大和町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第９号）の改正を行うものでございます。

まず、第１条関係でございます。

第18条の３納税証明事項及び第19条の納付期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金は、軽自動車税の環境性能割及び種別割の区分の廃止に伴い、種別割の文言を軽自動車税に改めるとともに、引用条文の見直しを行うものでございま

す。

第33条所得割の課税標準は、特定大口株主配当等を特定配当等の範囲に追加する法改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

第34条の７寄附金税額控除は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、引用条項を改めるものでございます。

３ページ下段から５ページをお願いいたします。

第36条の２町民税の申告は後述いたします第36条の３の３の改正に伴い、引用条項等を改めるものでございます。

第36条の３の２個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書は、第36条の３の３の項ずれに伴い、引用条項を改めるとともに、所要の文言を改めるものでございます。

６ページから８ページをお願いいたします。

第36条の３の３個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正を行うもので、提出対象者の区分を見直すとともに、申告書の記載事項を独立した第２項として規定するものでございます。あわせて、電磁的方法による提供等に係る規定を新たに設けるものでございます。

第63条固定資産税の免税点は、物価指数等の上昇を踏まえ、家屋に係る免税点を20万円を30万円に、償却資産に係る免税点を150万円を180万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

８ページ下段から11ページをお願いいたします。

第80条軽自動車税の納税義務者等から第82条軽自動車税の税率までは、軽自動車税の環境性能割及び種別割の区分の廃止に伴う改正を行うもので、改正前の第81条の３環境性能割の課税標準から第81条の８環境性能割の減免までの環境性能割に係る規定を削除するものでございます。あわせて、納税義務者、みなす課税、税率に関する規定について、種別割の文言を軽自動車税に改めるものでございます。

11ページ下段から15ページをお願いいたします。

第83条軽自動車税の賦課期日及び納期から第91条原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までは、賦課期日及び納期、徴収の方法、申告又は報告、過料、減免、身体障害者等に対する減免、標識の交付などの規定について、同様に種別割の文言を軽自動車税に改めるものでございます。

15ページ下段から16ページをお願いいたします。

附則の改正でございます。

附則第６条特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、適用期間を令和９年度までとしていたものを恒久措置に改めるものでございます。

16ページから17ページをお願いいたします。

改正前の附則第７条の３個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除は、法附則第５条の４の削除に伴う改正を行うもので、改正前の第７条の３平成22年度から令和25年度までの規定を廃止し、改正前の第７条の３の２の内容を新たな第７条の３に統合するとともに、適用期間を令和20年度までを令和25年度までに、居住年を令和７年度までを令和12年度までにそれぞれ延長するものでございます。

17ページ下段から19ページをお願いいたします。

附則第７条の４寄附金税額控除における特例控除額の特例及び附則第９条の２ふるさと納税に係る申告特例通知書は、復興特別所得税の課税期間の延長、防衛特別所得税の創設並びに特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、引用条項を改めるものでございます。

附則第８条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、法附則第５条の４の削除に伴う所要の改正並びに適用期間を令和９年度までを令和12年度までに延長するものでございます。

19ページ下段から21ページをお願いいたします。

附則第10条の２わがまち特例に係る条例で定める割合、いわゆるわがまち特例は、法改正による項ずれに伴い引用条項を改めるとともに、再生可能エネルギー発電設備等に係る特例措置について、項ずれを伴う再編及び割合の見直しを行うもので、太陽光発電設備等を３分の２を２分の１に、水力発電設備を７分の６を５分の３に、地熱発電設備等を４分の３を３分の２にそれぞれ見直すものでございます。あわせて、新たな第26項として、改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額措置に係る条例で定める割合を３分の１と規定するものでございます。

21ページ下段から23ページをお願いいたします

附則第10条の３新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、令附則第12条の項ずれに伴い、引用条項を改めるものでございます。また、第16項においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定するバリアフリー改修に係る減額措置について、その対象が改正前の改修実演芸術公演施設から改修特別特定建築物へ拡大されたことに伴い、申告手続に関する規定を改めるものでございます。

23ページ下段から24ページをお願いいたします。

附則第10条の４令和２年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等は、令附則の引用条項を改めるとともに、所要の改正を行うものでございます。

24ページ下段から26ページをお願いいたします。

附則第10条の５令和６年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等は、法規定の新設に合わせ新たに規定するもので、被災住宅用地に係る申告手続、共用土地に係る固定資産税額の按分の申出等の規定を新設するものでございます。

26ページ下段から29ページをお願いいたします。

改正前の附則第15条の２から附則第15条の６までは、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、当該環境性能割の賦課徴収の特例、減免の特例、申告納付の特例、徴収取扱費の交付、税率の特例、それぞれに係る規定を削除するものでございます。

29ページから31ページをお願いいたします。

附則第16条軽自動車税の税率の特例、いわゆるグリーン化特例及び附則第16条の２軽自動車税の賦課徴収の特例は、同様に規定を改めるとともに、グリーン化特例の適用期間を令和４年度から令和７年度までを令和７年度から令和９年度までに延長するものでございます。

31ページから35ページをお願いいたします。

附則第16条の３、附則第16条の４及び附則第17条は、法附則第５条の４の削除に伴い、引用条項を改めるとともに、所要の文言を改めるものでございます。

附則第17条の２優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、適用期間を平和８年度までを令和11年度までに延長するものでございます。あわせて、新たな第４項として、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内の土地の譲渡を優良住宅地等のための譲渡から除外する規定を追加するものでございます。

35ページ下段から38ページをお願いいたします。

附則第18条、附則第19条及び附則第19条の２は、法附則第５条の４の削除に伴い、引用条項を改めるとともに、所要の文言を改めるものでございます。

附則第19条の３特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例は、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、租税特別措置法第38条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得に対し、ほかの所得と区分して100分の３に相当する所得割を課する旨を新たに規定するものでございます。

38ページ下段から41ページをお願いいたします。

附則第20条、附則第20条の２及び附則第20条の３は、法附則第５条の４の削除に伴い、引用条項を改めるものでございます。

41ページ下段から42ページをお願いいたします。

次に、第２条関係でございます。

大和町税条例の一部を改正する条例（平成26年大和町条例第９号）の一部改正は、平成27年３月31日以前に車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に係る経過措置について、軽自動車税の環境性能割及び種別割の区分の廃止に伴い、軽自動車税の種別割を軽自動車税に改めるものでございます。

42ページから43ページをお願いいたします。

附則でございます。

第１条は、この条例の施行期日で、原則令和８年４月１日の施行としております。ただし、各号に掲げる規定は、それぞれ次の日から施行するものでございます。

第１号は町民税の申告等に関する改正で令和９年１月１日から、第２号は固定資産税の免税点の改正等で令和９年４月１日から、第３号は寄附金税額控除等の改正で令和10年１月１日から、第４号は特定暗号資産関係の改正で金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の１月１日からそれぞれ施行するものでございます。なお、第２項から第４項までは、各号の施行日に応じた適用区分及び経過措置をそれぞれ規定するものでございます。また、第４号に係る当該法律につきましては、現在国会で審議中でございます。このため、条文中の法律番号は空欄としており、公布後に確定する番号を補充するものでございます。

第２条は固定資産税に関する経過措置を、第３条は軽自動車税に関する経過措置を各項に基づき適用するものでございます。

以上、大和町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書44ページをお願いいたします。

報告第６号　専決処分の報告についてでございます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和８年３月31日に専決処分したのでご報告いたします。

今回の一部改正につきましては、さきの報告第５号の大和町税条例と同様に令和８年度税制改正に伴うもので、地方税法等の一部を改正する法律の施行による法附則第

15条関係の引用条項の改正並びにバリアフリー改修工事に係る減額措置の見直しなどに伴う改正でございまして、総務省より示された準則にのっとり一部改正の専決処分を行っております。

それでは、大和町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

附則第２項法附則第15条第13項の条例で定める割合、附則第３項法附則第15条第31項の条例で定める割合、附則第４項法附則第15条第35条の条例で定める割合、附則第５項法附則第15条第36項の条例で定める割合及び附則第６項法附則第15条第40項の条例で定める割合は、法附則第15条によるわがまち特例に係る課税標準等の法改正に伴い、項ずれに伴う引用条項を改めるものでございます。

附則第７項法附則第15条の11第１項の条例で定める割合は、改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額措置に係る条例で定める割合を３分の１と新たに規定するものでございます。

45ページ下段から46ページをお願いいたします。

附則第８項改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、バリアフリー改修工事に係る減額措置の対象が改正前の附則第７項改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告における改修実演芸術公演施設から改修特別特定建築物へ拡大されたことに伴い、見出し及び申告手続に関する規定を改めるものでございます。

46ページ下段から48ページをお願いいたします。

附則第９項から附則第13項までの宅地等及び商業地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例並びに附則第14項農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例、附則第15項及び第16項、市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例は、項ずれに伴う引用条項を改めるものでございます。

附則第17項及び附則第18項は、同様に附則の項ずれ及び法附則第15条関係の項ずれに伴う引用条項を改めるものでございます。

49ページをお願いいたします。

附則でございます。

第１項は、施行期日についての規定で、令和８年４月１日から施行するものでございます。

第２項及び第３項は、経過措置についての規定でございます。

以上、大和町都市計画税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

暫時休憩します。再開は11時10分からといたします。

午前１０時５６分　　休　憩

午前１１時０９分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課課長補佐庄司太一君。

税務課課長補佐　（庄司太一君）

続きまして、議案書50ページをお願いいたします。

報告第７号　専決処分の報告についてでございます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和８年３月31日に専決処分したのでご報告いたします。

今回の一部改正につきましては、さきの報告第５号の大和町税条例と同様に令和８年度税制改正に伴うもので、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行による医療保険分に係る課税限度額の引上げと、子ども・子育て支援納付金課税額の創設並びに減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しなどに伴う改正でございまして、総務省より示された準則にのっとり一部改正の専決処分を行っております。

それでは、大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

51ページから53ページをお願いいたします。

第２条課税額は、第１項中第１号の基礎課税額の定義について、新設される子ども・子育て支援納付金課税額に係る所要の改正を行うとともに、新たに第４号として、子ども・子育て支援納付金課税額を追加するもの。

第２項の医療保険分に係る課税限度額について66万円を67万円に改めるもの。

第３項は、後期高齢者支援金等課税額の算定対象に係る文言を改めるもの。

また、第５項として、子ども・子育て支援納付金課税額の算定方法及び課税限度額を新たに規定するものでございます。

第３条及び第５条の２は、地方税法の略称規定に係る文言及び新設条文の引用に係る規定を改めるものでございます。

53ページ下段から55ページをお願いいたします。

第９条の４から第９条の７までは、新たに子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額の規定を追加するものでございます。

第12条及び第12条の２は、世帯主が１月１日に日本国内に住所を有していなかった世帯について、普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期の規定を新たに追加するとともに、これに伴い第12条の第２項の引用条文を改めるものでございます。

55ページから57ページをお願いいたします。

第23条国民健康保険税の減額は、第１項中、減額計算後の基礎課税額の課税限度額について66万円を67万円に改めるとともに、新たに子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額規定を追加するものでございます。

各号のキ、ク、ケにつきましては、新設される子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額規定を追加するものでございます。また、軽減判定基準に用いる人数加算額の見直しとして、第２号中30万5,000円を31万円に、第３号中56万円を57万円に改めるものでございます。

57ページ下段から58ページをお願いいたします。

第２項は、未就学児に係る被保険者均等割額の減額規定について、新設される子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額規定を追加するとともに、所要の文言を改めるものでございます。

58ページ下段から60ページをお願いいたします。

第３項は、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額規定について、新設される子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額規定を追加するとともに、地方税施行規則の引用条項を改めるものでございます。

第４項は、新たに18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額規定を追加するものでございます。

60ページ中段から67ページをお願いいたします。

附則の改正でございます。

附則第３項から附則第13項までは、上場株式等に係る配当所得等をはじめとする各種所得に係る課税の特例について、新設されます子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額に係る第９条の４の規定を加えるとともに、所要の文言を改めるものでございます。

67ページをお願いいたします。

附則でございます。

第１項は、施行期日についての規定で、令和８年４月１日から施行するものでございます。

第２項は、経過措置についての規定でございます。

以上、大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

報告第８号　令和７年度大和町一般会計補正予算の説明を求めます。財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

それでは、議案書の68ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第３号）につきましても準備をお願いいたします。

報告第８号　専決処分の報告について。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、令和７年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

ページの中ほど、専決処分書のとおりでございまして、専決処分の日は令和８年３月31日でございます。

69ページをお願いいたします。

令和７年度大和町一般会計補正予算（専決第３号）でございます。

第１条は歳入歳出予算の補正でございまして、第１項といたしまして、歳入歳出それぞれ5,602万2,000円を追加し、予算の総額を150億8,845万8,000円とするものでご

ざいます。

第２項予算補正の款項の区分につきましては、議案書70ページから71ページの第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第２条地方債の補正につきましては、変更がございまして、第２表によるものでございます。

議案書72ページ、第２表地方債補正でございます。

公共事業等債につきましては7,110万円を7,090万円に、緊急浚渫推進事業債につきましては1,350万円を810万円にそれぞれ限度額を改めるものであります。そのほか、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりで変更はございません。

それでは、別冊の事項別明細書（専決第３号）３ページをお願いいたします。

初めに、歳入であります。

３ページの２款地方譲与税から４ページの上から３つ目にございます９款環境性能割交付金までにつきましては、国または県から交付されます各種譲与税及び交付金の確定によりまして増減の措置をいたしたものでございます。８つの款の合計では4,778万7,000円の追加となるものでございます。

続きまして、11款地方特例交付金につきましては、４項１目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金につきましては額の確定により追加するもの。

12款地方交付税につきましては、額の確定によります増額でございますが、特別交付税が１億534万6,000円、震災復興特別交付税は275万8,000円の増額であります。

13款交通安全対策特別交付金につきましては、額の確定により39万5,000円の増額でございます。

５ページをお願いいたします。

16款１項１目民生費国庫負担金につきましては、子どものための教育・保育給付費の額の確定によるもの。

16款２項１目総務費国庫補助金につきましては、２節デジタル基盤改革支援事業費、４節新しい地方経済・生活環境創生交付金につきまして額の確定によるもの、７目教育費国庫補助金につきましては、１節小学校費補助金、２節中学校費補助金につきまして特別支援教育就学奨励費の額確定による減額、３節公立学校情報機器整備費補助金につきましては、ＧＩＧＡスクール構想支援体制整備費補助事業費の確定による減額でございます。

17款２項５目教育費県補助金につきましては、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の額確定による減額、６目市町村振興総合補助金につきましては、交通安全

対策推進事業費ほか８事業の事業費の額が確定し、それぞれ増減がございますが、合わせまして７万円を増額するものであります。

６ページをお願いいたします。

18款１項２目利子及び配当金につきましては、財政調整基金ほか５つの基金の利子分を増額いたしております。

次に、19款１項４目ふるさと寄附金につきましては、１節ふるさと寄附金、２節企業版ふるさと寄附金の額の確定によりましてそれぞれ増額するものであります。

20款２項１目財政調整基金繰入金につきましては、財源の調整により9,647万8,000円を減額、４目ふるさと応援基金繰入金につきましては、充当事業の事業費確定により341万8,000円を減額、５目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、充当事業の事業費確定により1,307万4,000円を増額するものでございます。

23款１項町債につきましては、先ほど議案書の72ページでご説明いたしました内容でございまして、１目土木債の補正でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、７ページ、歳出であります。

２款１項３目財政管理費につきましては、24節積立金でございますが、こちらに記載の基金へそれぞれ積立てを行うものでございます。５目財産管理費につきましても24節積立金でございまして、庁舎建設基金へ積立てを行うものでございます。

議　　長　（今野善行君）

まちづくり政策課長堀籠　優君。

まちづくり政策課長　（堀籠　優君）

続きまして、６目企画費につきましては、ふるさと寄附事業について、個人のふるさと納税が２億605万6,000円、企業版ふるさと納税が1,480万円、合わせて２億2,085万6,000円が令和７年度の確定額となりまして、関連経費を補正させていただくものでございます。７節につきましては寄附申出いただいた方々への返礼品調達費用、10節は事務用品、11節の通信運搬費につきましてはオンラインネット通信費用、広告料はふるさと寄附ポータルサイト広告料、手数料はクレジット等の決済費用でございます。12節はふるさと寄附に関する返礼品調達事務及び発送事務等の業務委託につきましてそれぞれ実績確定による減額をいたすものでございます。24節につきましては、返礼品の経費を控除いたしました寄附金額の確定に伴いまして差額をふるさと応援基

金へ積み立てるものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

続きまして、７目電子計算費、９目交通対策費、13目諸費、２項２目賦課徴収費、３項１目戸籍住民基本台帳費、３款１項４目障害者福祉費につきましてはそれぞれ財源調整でございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

子ども家庭課長大友　徹君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長　（大友　徹君）

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書８ページをお願いをいたします。

次に、３款民生費２項４目保育所費でございます。18節のうち、負担金につきましては、町で私立の認定こども園等に対しまして四半期ごとの初月に３か月分の給付費の概算払いにより支援をしておりますけれども、年間の加算額を含めた最終的な給付費総額と予算額に過不足が生じる見込みとなりまして、認定こども園に対します施設型負担金を減額し、あわせて、小規模保育事業所に対する地域型保育負担金を増額したものでございます。補助金につきましては、保育施設での一時預かり保育について見込みを上回る利用に伴いまして、年間利用人数に応じて適用される特別保育事業の補助単価変更などにより保育施設に対する補助金に不足が生じる見込みとなったことから、不足分を増額したものでございます。

22節は、令和６年度の県施設型給付費補助金の県への償還金について、余剰分を減額したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

健康推進課参事佐藤泰啓君。

健康推進課参事　（佐藤泰啓君）

続きまして、４款１項保健衛生費でございます。１目保健衛生総務費は献血事業に充てます県補助金の増額によります財源の調整を、２目予防費につきましては健康ポイント事業の事業費確定による減額とそれに伴います国補助金の減額、その他、がん検診受診率向上事業、アピアランス支援事業に対します宮城県市町村振興総合補助金の確定により財源の調整を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

農林振興課長早坂　基君。

農林振興課長　（早坂　基君）

続きまして、５款農林水産業費でございます。

１項１目農業委員会費につきましては、農家台帳システム標準化を国の交付金を活用し行いましたが、事業確定に伴いまして財源の組替えをするものでございます。

３目農業振興費につきましては、70周年記念事業といたしまして、県市町村総合補助金を活用して行いました学生を核とした地域づくり支援事業の事業確定に伴います財源の組替えでございます。

５目農地費につきましては、町の単独事業として行いました農業環境整備事業へ企業版ふるさと寄附を充当したことによります財源の組替えでございます。

９ページをお願いいたします。

同じく２項１目林業振興費の24節につきましては、森林環境譲与税の額の確定に伴いまして基金への積立てを行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長藤原孝義君。

都市建設課長　（藤原孝義君）

続きまして、７款２項２目道路新設改良費及び４目交通安全施設整備事業費、こちらのほうは財源調整でございます。

続きまして、３項１目河川費については、工事請負費の減額でございます。

続きまして、７款４項１目につきましては、都市計画総務費、こちらのほうは都市計画基金調整積立金の調整でございます。

以上で、よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

続きまして、９款教育費でございます。

１項２目事務局費は24節の学校教育施設整備基金の利子を積立てするものであります。

10ページでございます。

２項２目教育振興費及び次の３項２目教育振興費は、小・中学校の教育振興費であります。19節の特別支援教育就学奨励費は、事業費確定による減額であります。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長　（浪岡宜隆君）

続きまして、９款４項１目社会教育総務費でございます。22節は県協働教育推進事業費補助金の事業費確定に伴います返還金でございます。

続きまして、３目文化財保護費は、財源調整によるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長青木　朋君。

町民生活課長　（青木　朋君）

続きまして、議案書73ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項

別明細書につきましてもご準備をお願いいたします。

報告第９号　専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、令和７年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、次のとおり専決処分を行いましたので同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

ページの中ほどの専決処分書のとおりでございまして、専決処分の日は令和８年３月31日でございます。

74ページをお願いいたします。

令和７年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによるものでございます。

第１条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出としまして予算の総額は24億8,617万8,000円でございます。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第１表によるものでございます。

事項別明細書15ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

４款１項１目１節普通交付金は、歳入歳出予算額の調整による普通交付金の増額でございます。

５款１項１目１節利子及び配当金は、基金利子の収入見込みにより増額したものでございます。

次に、歳出でございます。

５款１項１目財政調整基金積立金は、基金利子の歳入見込みにより増額したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

福祉課長阿部　晃君。

福祉課長　（阿部　晃君）

議案書76ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

（専決第１号）につきましてもご準備をお願いいたします。

報告第10号　専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、令和７年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、次のとおり専決処分いたしましたので同条第２項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

ページ中ほどの専決処分書のとおりでございまして、専決処分の日は令和８年３月31日でございます。

議案書77ページをお願いいたします。

令和７年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第１号）でございます。

令和７年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによるものでございます。

第１条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額は増減なしといたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,858万6,000円とするものでございます。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分につきましては、78ページの第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

別冊の事項別明細書17ページをお願いいたします。

歳入でございます。

３款２項５目介護保険事業費補助金の１節は、介護報酬改定等システム改修事業に係る補助金の交付決定により増額するものでございます。

７款２項１目財政調整基金繰入金は、さきの補助金の交付決定により財源を調整するため減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

１款１項１目一般管理費は、歳入額補正により財源内訳の変更をしたものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

続きまして、議案書の79ページをお願いいたします。

報告第11号　専決処分の報告について。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、令和７年度大和町宮床財産区特別会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

ページの中ほど、専決処分書のとおりでございまして、専決処分の日は令和８年３月31日でございます。

80ページをお願いいたします。

令和７年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（専決第１号）でございます。

第１条は歳入歳出予算の補正でございまして、第１項といたしまして、歳入歳出それぞれ３万6,000円を減額し、予算の総額を1,253万1,000円とするものでございます。

第２項予算補正の款項の区分につきましては、議案書81ページの第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書の19ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

１款１項２目利子及び配当金は、基金利子の実績によりまして減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。

２款１項１目一般管理費は、10節需用費、11節役務費について実績により減額するもの。２目財産管理費につきましても、18節の負担金補助及び交付金につきまして、黒川地区林業普及推進協議会への負担金の額確定によります減額でございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

以上で報告第５号から報告第11号までを終わります。

日程第１０「一般質問」

議　　長　（今野善行君）

日程第10、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

３番宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

今日はなかなか予定どおりいかないなと、もうちょっと早く来るのかなと思って待っていましたが、課長さん方、本当にお疲れさまでございました。

通告に従い一般質問を始めます。

１件目、準用河川山田川について。

鶴巣山田地区を流れる準用河川山田川は、令和７年５月末の大雨や過去の台風などにより毎年被害が発生している。

河川の氾濫や崩壊の原因の一つに、仙台北部道路周辺の雨量が関係するのではないかと考える。そのような状況の中、現在仙台北部道路は４車線化工事を行っており、周辺の上流部を整備すれば、未整備の下流部の被害がさらに拡大すると考えるが、町の考えは。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、宮澤光安議員の準用河川山田川についてのご質問についてお答えをいたします。

準用河川山田川は、主に鶴巣山田地区を流れ、一級河川小西川に合流する河川で、延長は約2,450メートルです。

近年の災害復旧工事といたしましては、令和２年度、令和４年度、令和５年度、令和７年度に豪雨による急激な河川水位の上昇により法面崩壊の復旧工事を行っております。

また、本地域の河川の特徴の一つでもある周辺からの砂の流入による河川への堆砂によりまして、令和２年度から令和４年度にかけましては、総務省所管の緊急浚渫推進事業債を活用し、河川に堆積した土砂の撤去工事を一級河川小西川との合流部より総延長Ｌ＝1,545メーターの区間を行っております。

災害の被害要因といたしましては、小規模河川で川幅が狭く、河床に土砂がたまりやすくなる河道流量の不足に伴い、短時間集中豪雨による急激な増水、また、台風等による継続的な降雨により増水し被害を受けやすいものと思われます。

さて、現在工事が行われている仙台北部道路についてですが、利府しらかし台イン

ターチェンジから富谷ジャンクション間は約6.6キロで、平成22年３月に開通いたしました。当該路線の整備によって準用河川山田川及び区域内の農道が影響を受けますことから、おのおのの施設におきまして切り回し工事が行われております。

準用河川山田川は、河川のほとんどが土羽護岸となっておりますことから、切り回し工事の下流部にあります既設取水堰の上流断面を基に、91.94メートルにわたり、幅1.7メートル、高さ１メートルのＵ字型側溝等が東日本高速道路株式会社より設置をされております。当時、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所と地元との協議によると、準用河川山田川は路面排水の終末となっており、現況の流量より増加することとなることから、この区間を整備してほしいと地元の要望を受け整備した経緯がございます。

昨今、被害が発生している河川区間は、災害復旧によって復旧した箇所の隣接または中間区間である土羽護岸となっております。このたびの仙台北部道路４車線化事業におきましては、工事期間中を含め、準用河川山田川に流れる工事区間からの排水の状況等を注視し、影響を及ぼしている場合は、東日本高速道路株式会社東北支社とその状況を共有するとともに、対応策等について協議してまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

今回この質問をするに当たり、地元の区長さんや地権者の方と現場を確認してきました。地権者の方は、北部道路の整備により小さなため池が埋め立てられてしまい、そこから水を引いていた田んぼがあったが、水源がなくなったので耕作ができなくなってしまったとの話を伺いました。

北部道路を整備するに当たり、周辺土地の測量や降雨量の計算等はしっかりされていると考えていますが、土を動かせば水の流れは変わります。木を伐採すれば風の流れが変わり、木の根を抜けば保水力が変わります。そのような変化は、その土地に数年間生活し様々な気象状況を体感して初めて分かることではないでしょうか。毎年のように異常気象と言われ、気温も高くなり、降雨量にも変化があると考えています。

そして、山田川も、高齢化により田んぼをいつまでできるのかとの不安の声を聞きます。実際に後継者がいなく、地区の方に委託している方も多くいます。今後もこの

ような状況が続く中、どのように後継者やその下の次世代につなげていくかが課題ではないでしょうか。

後継者として田んぼを維持していこうと考えても、未整理の田んぼしかないような土地ではやりたくてもやれないのではないでしょうか。ほかの地区では平均８俵が収穫でき、取れるときなら９から10俵と言っているときに、当地区では頑張って８俵です。今さら山田地区の田んぼを大規模に改修してほしいとは言いませんが、水源である山田川の整備を検討していただきたいです。町の財政を考えると、すぐに大規模な改修は無理と理解しています。

そこですぐにでもできることを提案させていただきます。それは、町長と東日本高速道路株式会社（通称「ＮＥＸＣＯ」）、そして地元住民が一緒に現場を確認し意見交換会を開催することです。北部道路は大和町を約1.5キロしか通っていません。ＮＥＸＣＯからすればたかが1.5キロかもしれませんが、その先に生活している住民がいることを忘れてほしくはないのです。山田川の崩壊を全て北部道路のせいにするつもりはありませんが、少しは責任があるのではないでしょうか。河川の改修が必要な区間は約１キロです。早急にＮＥＸＣＯと連絡を取っていただき、現場の確認をしてもらい、改修を町が主導で計画を立て、ＮＥＸＣＯに協力してもらうことを検討してもらえませんでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの宮澤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

これまでも、準用河川山田川につきましては、地元からのいろいろ声を伺いながら、ＮＥＸＣＯさんの東北支社ともいろいろ協議をさせていただきながら、一部、Ｕ字溝の設置等々も行わせていただいております。

また、特定都市河川に吉田川が指定されたこと等により、様々これからも周辺の河川の整備は十分に行っていかなきゃないところだろうなというふうに思うところでありますが、ＮＥＸＣＯさんとも協議をし、また、一度、総務省所管の緊急浚渫推進事業債等々の利用もさせていただいて整備も行わせていただいていますが、こういった補助メニューも一部使いながら、どういった整備をどの順にしていけばいいのかという部分、様々これから行っていきたいところではありますけれども、特に今年はボッ

クスカルバートをもう一つ入れる工事が終わったものの、そこに行くまでの町道がない部分がありますので、まずはその道路の整備等々も、今年度、設計をまず行いたいということで進めておるところであります。なかなか大型の重機等々が入れないような状況でもありますので、そういった点も踏まえ、これから、令和８年度から９年度にかけまして、どういう改修がいいのか、関係機関また地元の皆さんの声も伺いながら、状況のほうを把握してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

そうですね、あそこの北部道路に行くまで、かなり狭い道路で、軽トラがやっと、２トンダンプはちょっときついかなあという道路です。真っ直ぐな道路ではありませんし、曲がりくねっていますんで、なかなか、大型の重機を使っていただいて整備してもらいたいんですけれども、そこまで行くまでも大変な状況だと思いますので、ぜひ、整備、令和８年度・９年度で計画を立てるということですので、計画の内容も地元住民の方と協議していただいて、できれば早くっていえば早くお願いしたいんですけれども、こればっかりは町の都合もありますんで、やはり、本当に不安を口にする方が多いです。高齢化で後継ぎがいない、そういうふうな状況ですので、やはり、町の財政だけでなく、ＮＥＸＣＯさんからもちょっと協力をいただく。そして、できるだけ早く懇談会等を開いてもらって、やってください。そうすることがあそこに住む住民としての希望と考えておりますので、お願いしますっては言えませんが、検討してください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの宮澤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

これからＮＥＸＣＯ東日本さん並びに地元の皆さんの声を伺いながら、どういう形での整備を計画的に進めていけばいいのかというところの視点を持ちながら進めてま

いりたいというふうに思いますので、まずは、今年度はまずどういった道路の設計が可能なのかというところを今まさに応札をしておる状況でありますので、そういった結果を踏まえ、どういった順番でどう直していけばいいのかを引き続き検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

ぜひ、工程も含めて、会議内容も含めて、目に見えるようにしていただきたいと思います。

どうしましょう。

議　　長　（今野善行君）

中途半端になりますので暫時休憩します。再開は午後１時からといたします。

午前１１時５１分　　休　憩

午後　０時５８分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

３番宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

お昼をまたぐのはたしか２回目だと思うんですけれども、なかなかいい経験させていただいております。午後も引き続きよろしくお願いします。

２件目、宮城県環境事業公社クリーンプラザみやぎについて。

当該施設は令和８年３月末をもって47年間に及ぶ産業廃棄物の受入れを原則終えた。町と事業公社、そして県は、今後、施設の維持管理と小鶴沢地区の環境保全をどのように考えているのか以下に伺う。

１要旨目、事業公社はこの47年間の間、地域の環境整備や雇用に対する協力と理解があった。閉鎖後も小鶴沢地区に寄り添い、住民からの要望に切実に対応すべきと考える。今後の公社と地区に対する町の関わり方を町長に伺う。

２要旨目、令和８年３月15日に施設を使用しての車の運転の正確さを競うモータースポーツが開催されたが、今後はどのような跡地の利活用を県や事業公社、そして町は考えているのか伺う。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

次に、宮城県環境事業公社クリーンプラザみやぎについてのご質問にお答えいたします。

産業廃棄物最終処分場であります公益財団法人宮城県環境事業公社、以下「環境事業公社」と略させていただきます。クリーンプラザみやぎにつきましては、昭和54年７月の操業開始から本年３月に至る約半世紀の間、宮城県の産業発展を支え、また、東日本大震災からの復興の一翼を担ってきた施設であります。

このたび、令和８年４月19日に鶴巣小鶴沢地区、以下「小鶴沢地区」と略しますが、こちらにおきまして開催されましたクリーンプラザみやぎ廃棄物受入れ終了記念「小鶴沢地区皆様への感謝の集い」の中で、当該施設のこれまでの振り返りを通じ、決して万事順調とはいかない中、創業当時から小鶴沢地区の皆様の深いご理解とご協力があったからこそ今日の宮城県及び本町があるのだと改めて実感したところであります。この場をお借りいたしまして、宮城県民並びに大和町民を代表し、小鶴沢地区の皆様に深く感謝の意を表する次第であります。

それでは、１要旨目の今後の公社と地区に対する町の関わり方についてお答えをいたします。

本町では、これまで関係諸法令に基づく廃棄物の適正処理はもちろんのこと、環境保全協定に基づき、地下水、井戸水、小西川合流点等の水質検査結果の報告及び監視を通じ、周辺地域の環境保全に努めてまいりました。加えて、主に交通安全対策の視点から、環境保全協定に基づく協議会において小鶴沢地区、町、大和警察署及び環境事業公社の４者間で調整を行い、地域の環境整備を図ってきたところであります。

今後の対応になりますが、環境保全協定に基づく水質検査及び放射線量測定につき

ましては、生活環境に対する住民の不安を解消することを目的とし、その実施状況を環境事業公社に対して継続して確認してまいります。

あわせて、地域の環境整備の面からは、今年度より、主に交通安全対策の視点から設置された環境保全協定に基づく協議会がクリーンプラザみやぎに係る環境保全や地域づくり等について協議する場として「クリーンプラザみやぎ地域連携協議会」に一新されましたことから、これまでの交通安全対策の視点から、より地域課題を広義的に捉え、町として環境事業公社に対し地域住民に寄り添った要望を伝えていくとともに、住民の皆様からの要望に誠実に対応すべく、案件に応じて宮城県への働きかけを継続してまいります。

次に、２要旨目の跡地利活用の考え方についてお答えをいたします。

クリーンプラザみやぎの跡地利活用につきましては、令和３年度に環境事業公社におきましてクリーンプラザみやぎ跡地利用計画2021が策定され、本計画では、地域コミュニティーへの貢献、にぎわいの場の創出、地域のイメージアップの場の創出という３つの目標を掲げ、短期・中期・長期の段階を踏んだ利活用が想定されております。特に廃棄物の受入れ業務が終了した現在は、中期に入ったところであり、これまでの環境事業公社の休業日活用に加え、平日におきましても各種団体等の活動の場として提供できる環境が整うことになっております。

実際に、これまでも地域活性化に向けた処分場の有効活用が進められており、令和６年９月には地域住民や来場者等の憩いとふれあいの場として南亀山展望台が完成しております。また、本年３月には管理棟周辺にてモータースポーツイベントが開催され、本年10月にもラリー競技の開催が予定されているなど、跡地利活用の新たな可能性が具体的に形となって現れているところであります。

本格的な土地の自由使用には一定の期間を要するものの、これまでの長い年月、地域住民の皆様が負担を甘受された歴史を尊重し、跡地が地域の活性化や魅力向上に直結する資産となるよう取り組んでいくことが重要であると認識をしております。

今後の進め方といたしましては、クリーンプラザみやぎ地域連携協議会の場を最大限に活用して、維持管理や跡地の具体的な利活用について協議・検討されていくことと承知をしております。跡地利活用に関する考え方につきましては、宮城県及び環境事業公社とも共有をしており、地域の皆様が真に望む形で利活用が実現できるよう、誠心誠意取り組んでまいります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

クリーンプラザみやぎ、本町の役場から走って行きますと、県道塩釜吉岡線ですか、ゴルフ練習場から大郷町の境まで測ったところで約3.5キロありました。環境保全協定に基づく協議会という話もありましたし、交通安全対策からの視点という話がありました。町道の速度規制が50キロ、あそこを50キロで走っているとかなり後ろから接近される方が多くて、以前には新幹線の橋脚のところで死亡事故もあったはずだったんですけれども、そういう点も含めると、やっぱり何かかにか監視する目も必要なのかなと。

街灯、あそこを走って、ちょっと１個、２個、数え間違いあるかもしれませんけれども、防犯灯、3.5キロの区間の中に大小合わせて18基数えさせていただきました。ちょっと足し算間違っていたらごめんなさい。防犯カメラが、ソーラーパネルを設置している会社に２か所、砕石を販売している会社に１か所、防犯カメラがありました。

クリーンプラザみやぎで働いている方があそこの道路を定期的にごみ拾いしているんですね。ごみ拾いされている方にどのぐらいごみありますかって言ったら、やはり結構な頻度で捨てられるっていう話でした。ああいうふうな施設に出入りする業者さんだけではないとは思いますけれども、私は、人の少ない地域がより一層不法投棄される危険性があるのかなと。夜間に防犯灯が少ない、少ないかどうか、3.5キロの中で18か所というのが多いか少ないかちょっと判断つきませんけれども、防犯カメラがクリーンプラザみやぎの付近に一つもない、それはちょっとどうなのかなと思うんですけれども、その辺についてはどう考えますか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの宮澤議員の再質問にお答えをしたいと思いますけれども、まず、街灯18基ということでありました。ちょっと私も数のほうは確認をしておりませんでしたので、これから後、確認をしてみたいなというふうに思うところでもありますけれども。あと、防犯カメラがあるべきではないのかっていうお話でもございました。

なかなか、街灯が確かにない中、どれだけ夜間の状態で映るのかというところもあると思いますし、特にごみのポイ捨て等々は、クリーンプラザみやぎさんに訪れる方々は車両の登録までもされている方であって、まずほぼ投棄される方はいないであろうなというふうに思える中、一般の車両として通行される方々のモラルの問題もあるんであろうというふうに思います。そういった意味では、そのモラルの欠如に、カメラ等を設置をしながら対応していくっていうところも、ある意味、大事な取組だろうというふうに思いますので、あそこの場所のみならず、町内全域で、特にごみが捨てられるような場所等の対策ということで全体の中で検討していきたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

クリーンプラザみやぎの施設を利用する方だけじゃなく、大郷町に抜ける方も、反対に塩竈市に抜ける方も、あそこを随分通過する方が多いですので、ぜひ、そういう道路は町内各地いろいろあると思いますので、できれば街灯と防犯カメラ、セットに考えていただきたいなと考えております。

そして、今回この質問をするに当たり、小鶴沢地区の住民の方のご意見は伺っておりませんが、隣の地区に住む町民として小鶴沢地区の今後を心配しての質問となります。

小鶴沢地区も高齢化が進んでおり、私が見る限り、限界集落の一歩手前ではないでしょうか。しかしながら、戸数が少ない地域でありますが、クリーンプラザみやぎがあることによって下水道や道路整備は他の地区よりも行き届いていると考えています。約35年前、下水道が整備されず、令和の今も浄化槽の整備にとどまっている隣の地区に住む住民としては、その当時、友人の家の水洗トイレがとてもうらやましかったです。そして、長年、地域住民の方の雇用や地域への貢献にとても感謝していると以前話を伺ったこともあります。その反面、風評被害が大なり小なりあったのも事実です。

そして、小さな地区を今後も守っていくには事業公社の関わりが必要だと考えます。今すぐ何をしてほしいという地区からの要望は聞いていませんが、近い将来、地域の環境整備ができなくなる状況にあるのではないでしょうか。事業公社に小鶴沢地区の

環境整備を全て頼むわけにはいきませんが、町と事業公社、住民が話し合い今後の整備計画を立てる必要があると思いますが、検討してはどうでしょうか。伺います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

宮澤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

小鶴沢の地区の皆さんのご理解の下に事業が進められてきたこと、本当に心から感謝を申し上げるところでありますし、また、小鶴沢地区の方々が一部その作業を請け負ったりもなされ、様々密接に公社の方々とも信頼関係を築かれてきた結果であったんであろうなというふうに思うところであります。

ご指摘のとおり、これまでは交通安全対策を重点に置きました環境保全協定に基づく協議会ということで、少なくとも年に１回以上の協議会の開催をし、情報交換をされてきたところでありますが、今後というところでいきますと、現クリーンプラザみやぎに搬入する車両は基本なくなる関係もありまして、その部分の協定については、新たに大平または幕柳地区の皆さんにお入りいただいた中で協議会をつくらせていただき、安全運用に向けて協議をしていく場を設けるところでもありますが、小鶴沢地区の皆さんにつきましては、冒頭の回答で申し上げましたとおり、クリーンプラザみやぎ地域連携協議会ということで会を一新をして、その中で引き続ききちんと管理された状態で廃棄物をきちんと見守りをしていかなきゃないという点に加え、今後の民間の利活用というところについても意見を交わしていく場ができたんであろうというふうに思いますので、宮城県環境事業公社並びに宮城県とも今後の利活用については引き続き意見を交わしながらいろんな方策を探ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

私の勉強不足で申し訳なかったんですけれども、クリーンプラザみやぎの地域連携

協議会、ちょっと本当に勉強不足で申し訳なかったなと思うんですけれども、どれぐらいの参集範囲なのかちょっと教えていただければなと思いますし、今後、鶴巣地区全体に広げるのか、それとも、その当該地区だけの関係者だけにするのか、その辺もお伺いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今の環境保全協定に基づく協議会自体も地元小鶴沢地区の住民代表としての区長様、そしてあと農業関係で実行組合長様にお入りをいただいて、それに警察署並びに町職員や県職員、環境公社の職員が中に入っての協議会であります。そこから広げる話ではなく、どちらかといいますと、今その中から大和署の職員の方は今回お外れをいただいた中で、どういう管理を、そしてまたどういう利活用をしていくのかっていうのを、区長さんまたは実行組合長さん、地元の方ということで意見をまとめていただいたもので今後交わさせていただくような場になるであろうというふうに想定をし、今組織いただいている状況でございます。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

地元の区長さん、実行組合長さん、町というお答えでしたんで、まず、話の内容が他の鶴巣地区の方に見えるような形もつくってもらう必要があるのではないかなと思いますので、できるだけ情報を共有できるような体制を取っていただければなと、そう考えます。

２要旨目に行きます。当該施設の利活用ですが、利活用を検討するときに、私は以前この埋立地に植栽したことがあります。そのときの計画なんですけれども、四季の花や広葉樹に針葉樹、そして、実のなる木の植栽も計画案を出させていただきました。その中で出た話に、土壌に残っている有害物質やガス等の成分が柿や栗などの実のな

る木の実に入ってしまうのではないかとのことでした。実際どの程度樹木が吸い上げるか、植栽してみて実を収穫し成分を分析する必要があるのではないかとの結論に至り、そのまま計画どおりに植栽しました。

東日本大震災後、放射能検査で原木シイタケやタケノコ等からセシウムが検出され、一部生産者は事業の廃止や生産方法の見直しを余儀なくされたとの話を伺ったことがあります。目に見えない物質の影響は、いつ、どこで、どんな形で出てきてもおかしくはないと考えます。この場所を安全に利活用するにはそのようなことに対しても最善の対策も必要と考えますが、どうでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

宮澤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員から四季の花を植えたらどうですかという提案があったということは今初めて伺ったところでありますけれども、今現在も環境保全協定に基づく形で水質検査並びに放射線の測定等々を行っていただきながら、その数値については県のホームページでありますとか、公社のホームページ等で今も開示をさせていただいております。やっぱり産業廃棄物が埋め立てられている場所である以上、安全性への配慮または得た情報の公表というところは必要不可欠であり、重要事項であろうというふうに思いますので、これまでと同様に、そこは隠し事がないよう情報提供をするよう、町からも環境事業公社のほうに働きかけてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

そうですね、今でも十分な検査と管理体制、安全対策はしっかりしているという話ですし、いろいろな形で公表されているということですので、大丈夫と確信しておりますが、やはり、この施設の利活用、これはよりよい重要な資産、魅力向上に直結した資産となる反面、負の遺産にならないか、そういうふうな心配もあります。ぜひ、

安全に利活用してもらい、地域住民の協力と理解、県や事業公社の考えと十分な予算、そして町長の実行力が試されると考えますので、速やかに意見交換なり計画が見えるような、そういうふうな会議を行っていただければなと考えますので、お願いします。伺います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの宮澤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご指摘のとおり、負の遺産になることがないよう、いい使い方を提案をしていきたいなというふうに思うところでありますが、私も特に南亀山の展望台が完成した折には完成式典にお招きをいただきました。初めて、高さ的には３階建てぐらいの高さの建物の上から見える眺望を楽しめるわけでありますが、太平洋に上る朝日に始まり、鳥海山のほうに沈んでいく、山形に沈む夕日まで、長い時間楽しめるような本当にすばらしい景色の場所でありました。

ああいう場所を有害なガスとかがもちろんないようなところで楽しんでいただけるような、そんなイベントに育て上げられたらなというふうに思っておりますのと、加え、本町では、自転車を使ったまちおこしということで今いろいろ計画をさしていただいております。

昨年、吉田地区においてロードレースの大会をやらせていただいたわけでありましたが、審判車に乗せていただいて、本当に70キロ、80キロぐらいのスピードで特に下り坂を競って皆さん走られていく中、万が一車両が出てきたり、またはイノシシでありますとか、熊でありますとか、ああいう野生動物が出没されたことによってけがが起きたらなっていうことを考えますと、非常に閉じられた空間でもある中、一部、舗装工事等々は県または公社、町で協議をしながら整備をしながら、あそこで定期的な自転車のロードレースの大会ができたらいいんではないかというところで、今、県にも提案もさせていただいたりもしている現状もございます。

あそこであれば、観客席なりを整備をした中で広く楽しめる場所になるんではないのかなっていうふうな思いもあります中、１例として今挙げさせていただきましたが、その他、いろんなスポーツ文化のイベント等で使えないのかという視点で、私のみならず、職員また住民の皆さんのいろんな声も伺いながら、あらゆる可能性を探りなが

ら、関係する県または環境事業公社とも協議をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

いろいろなスポーツ競技を持ってくる計画があるということです。ただ、随分あそこはいろんな獣が住んでいます。定期的に開催したりしないと、すぐ近くにいるような感じになりますんで、できれば、あまり寄ってこないと言ったらおかしいですけれども、共存共栄できるような、獣と、イベント開催時には、ちょっとその前から花火使うか、何か使うかで追い払うっていうことが適切かどうか分かりませんけれども、そういうふうなのも必要かなと。

安全に競技するには十分な施設の管理も必要です。どうしても荒らしているところに獣が住み着きますので、そういったことがないように、定期的に開催するのであれば、それの前に草を刈り取るなり、樹木の伐採をするなり、そういうふうな管理をして、いつでも来れる、いつでも開催できる、そういうふうな環境を整備することが利活用につながると考えますので、ぜひうまくやっていただければなと考えます。

３件目に移りたいと思います。３件目、子ども食堂について伺います。

大和町でも若いお母さん世代が中心となり、2024年９月から子ども食堂が月１回程度開催され、2026年４月で23回目になる。

コロナ過をきっかけに、地域の中でもう一度つながりを取り戻し、「みんなで子育てをする」という考えで子ども食堂を立ち上げたと伺った。町として、この活動をどのように理解し、どのような協力を行っているのか伺う。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、次に、子ども食堂に関するご質問にお答えをいたします。

初めに、町内における子ども食堂の活動につきましては、本町でも核家族化や共稼ぎ世帯の増加が進む中、孤立を防ぎ、子供たちが安心できる居場所としての役割や、

活動を通じて地域の中で子供を育み見守るという温かなコミュニティーの醸成にも、その役割は極めて重要であると捉えております。運営に携わられている皆様の無償の奉仕精神と地域を支えようとする熱意に対し、深く敬意を表するところであります。

次に、活動に対する町の協力につきましては、本件の活動が始められる前に、代表の方から町内で子ども食堂を開催したいというご相談をいただきましたが、当時は具体的な計画は未定で、漠然とした思いでのご相談でありました。その後、子ども食堂立ち上げの際には、運営上の課題や懸念点を把握させていただくため代表者と面談を実施いたしましたが、活動に対する支援などのご要望はなく、その後はフードバンク団体や活動の賛同者等から食材提供の協力を得ながら主体的に運営されていると伺っております。

現在の町の関わり方としましては、活動グループの理念に基づき、自発的・主体的に運営される活動であることを尊重しており、会場提供の協力のほか、活動の継続に資する情報提供を行っております。また、町以外にも、町社会福祉協議会からは歳末助け合い運動基金の配分を通じた活動費助成に加え、民間助成制度に対する情報提供、さらには、助成申請時の推薦書作成、広報紙への情報掲載など現場のニーズに即したサポートを行っております。

このように、子ども食堂も一つのボランティア活動団体として社会福祉協議会が専門的な支援を行い、町は会場提供の支援と自立的な活動を適度な距離間で見守りつつ、それぞれの役割の分担の下で協力を行っているものであります。今後におきましても地域に根差した子ども食堂の活動が円滑かつ持続的に運営できるよう、引き続き社会福祉協議会と連携をしながら、支援グループの皆さんにとって必要な支援、協力に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

私は、恥ずかしながら、子ども食堂があるということは知っていましたが、活動内容、どこで開催しているのか、知りませんでした。このような立場になり、開催する日程を教えてもらい一度見学させていただきました。その日は、未就学児からご高齢の方まで約60名ほどの参加者があり、皆さんとても感謝しておりました。

自分はその後も数回手伝いに行かせてもらいましたが、自分は料理は得意なほうではないので会場の椅子やテーブルの設営をさせていただきました。そのときに代表の方に話を伺ったところ、大和町からはひだまりの丘を無料で貸していただき、とても助かっていると感謝の言葉を聞きました。一方で、何か大変なことはありますかと伺ったところ、ボランティアスタッフの確保、料理の材料集め、アレルギーへの対応等とのことでした。

５月５日、地元新聞にも子ども食堂のことが記事になっていました。記事の内容は、大まかに言うと、宮城県に子ども食堂ができて10年、続けていくためのスタッフの確保や資金不足とありました。やはり立ち上げることの大変さと継続することの大変さを考えさせられました。

大和町の子ども食堂は、毎回、食事を提供するだけでなく、一緒に作ったりしており、マンネリ化しないような工夫をしているそうです。マンネリ化してしまうと来てもらう方が減ってしまい、活動を継続することが困難になる原因の一つとも考えています。マンネリ化しないためには参加者が同じ方にならないことも必要ではないでしょうか。そのためには、多くの方に活動を知ってもらい、協力してもらう方を増やし、参加者と一緒に子ども食堂を育てていくことが必要だと考えます。

今回、代表の方から何か協力してほしいとの話はありませんでした。ですが、自分は広報活動への支援がもっとあればなと考えます。子ども食堂側から声が上がるのを待つのではなく、活動に参加してみて協力すべき点や改善すべき点を見つけるのもよい考えだと思いますが、いかがでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの宮澤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今の団体様が自発的に自立的に今活動をされております中、決して相手の意向をこちらから確認に行かないわけではありませんけれども、まずいろんな活動の範囲により、食材の集まり方、またはいらっしゃる方々の人数等々、ボランティアスタッフとのバランス等々あります中、うまく今代表の方がバランスを取られながら運営されているんだなっていうところで、まずはそこを尊重しながら、でき得る限り、要請があれば支援の策がないのかというところは常に考えていきたいなというところで

はありますけれども、まずそれよりも、こういったボランティア活動のそういった機運を醸成していくということも、一つ、我々行政の役割ではないのかなというふうに思うところであります。全てが全て行政におんぶにだっこという形ではなかなか継続しない活動でもあろうというふうに思いますので、まずその自主性を重視させていただきながら必要な支援を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

そうですね、ぜひ、支援なのか、協力なのか、連携なのか、ちょっと言葉が私には難しいんですけれども、やはり一つの団体だけじゃなくて、後に続く団体、そういう方ができることによって活動が広がっていくと思いますし、やはり、せっかく立ち上げてもらった子ども食堂を潰すわけにもいきませんし、できるだけ、ある程度の距離を保ちながら、必要なことを伺い、やはり成長していくもんだと思うんですよ、こういうふうなもの。ですので、成長を手助けという形で支えるような、全面的に出ることは無理ですので、しても駄目だと思いますので、あくまでもサポート、協力、そういうふうな形で今後もやっていただければなと思います。

総括して一言お願いできますか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの宮澤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

非常に今すばらしい取組で立ち上げていただいているというふうに理解をしております。多くの方々にそういう機運なりを醸成していく中で、支援をいただいたお子様方なりが成長され、その後、成人を迎え職等についた際に、ぜひ、地産地消の観点またはそのフードロスをなくすような観点で、今度はそういうボランティアの側に立っていただけるような、そういう循環をするようなそういう取組につながっていくとこ

ろに本当に期待をしておるところであります。

そういった中、たまたまそういう支援がなくても生活ができてきた我々も、恩着せがましくならないような形で何らか手を差し伸べられる点がないのかというところを、そこをじっくり考えながら、こういった団体が継続してそういうサポートをしていただけるような環境づくり、我々行政側は努めていくべきだろうというふうに思いますので、そういった視点で支援策を検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

そうですね。やったほうはあまり覚えてないときもありますけれども、受けたほうは覚えているというのが深く頭に入ります。子供たちが大きくなったときに、ああ、あんないいことしてもらったな、そういうふうに思っていただけるように、今後も活動を見守っていただければと思います。

一般質問を終わります。

議　　長　（今野善行君）

以上で宮澤光安君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後１時４１分　　延　　会